

臨床精神神経薬理学専門医制度 2021 年

認定＜更新＞申請要項

専門医・指導医・研修施設とも、5年毎に認定の更新が必要です。更新対象者が締切日までに更新手続きを行わない場合、認定が取り消される場合もございますのでご注意ください。

留学等で手続きが難しい場合、その旨を事前に申請してください。(細則第8条(5))

- I. 申請受付種目 専門医、指導医、および研修施設の認定更新
II. 更新申請受付締切 2021年11月29日(月) 必着
III. 申請方法 以下に従って必要書類を提出してください。

1. 専門医認定更新申請

◇ 専門医は5年毎に認定の更新が必要です。(規則第13条)

専門医認定を更新するには、次の手続きが必要です。

- 1) 専門医認定更新申請書(様式6)に取得した単位を証する書類および精神保健指定医証(写し)または日本精神神経学会の専門医証(写し)を添付して専門医制度委員会に提出してください。(細則第8条(4))
- 2) 更新審査料10,000円の銀行振込の控え(利用明細票の写し)を添付してください。
- 3) 6年間に取得すべき単位数は60単位以上です。
- ・臨床精神神経薬理学セミナー、あるいは臨床精神薬理教育セミナー受講による単位は必須です。(細則第8条(1))
 - ・申請に必要な学術活動などに関する項目と単位数は下記のとおりです。
 - ・論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告です。

- | | | |
|---|------|---------|
| (1) 本学会学術集会参加: | 10単位 | (各学術集会) |
| (2) 本学会学術集会での演題発表(筆頭者に限る): | 5単位 | (各学術集会) |
| (3) 臨床精神神経薬理学セミナー受講: | 10単位 | (各セミナー) |
| (4) 臨床精神薬理教育セミナー受講:
(2019年 医学教育セミナー【臨床編】) | 10単位 | (各セミナー) |
| (5) 臨床試験-倫理教育教育セミナー:
(2016年臨床試験教育セミナー) | 8単位 | (各セミナー) |
| (6) 上記3つのセミナーでの講師: | 12単位 | (各セミナー) |
| (7) 臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 筆頭者: | 10単位 | (各論文) |
| (8) Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)
への論文掲載 筆頭者: | 12単位 | (各論文) |
| (9) 臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 共著者: | 3単位 | (各論文) |

※いずれか
必須

(10) Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)

への論文掲載 共著者： 5単位 (各論文)

(11) 治験の実施： 2単位 (各症例)

(12) 臨床精神神経薬理学に関する国際学会*1参加： 6単位 (各学術集会)

(13) 臨床精神神経薬理学に関する国際学会*1での演題発表(筆頭者に限る)： 3単位 (各学術集会)

※国際学会とは American College of Neuropsychopharmacology (ACNP), Asian College of Neuropsychopharmacology (AsCNP), Collegium Internationale Neuro-Psychopharmacologicum (CINP), European College of Neuropsychopharmacology (ECNP), World Congress of Basic & Clinical Pharmacology (WCP)の5学会を指す。

* 専門医と指導医の更新が同時の場合は、論文等の共通提出物は1部で可とします。

2. 指導医認定更新申請

◇指導医の認定期間は次回専門医更新までの最長5年毎に認定の更新が必要です。(規則第24条)

指導医認定を更新するには、次の手続きが必要です。

指導医認定更新申請書(様式9)と関係書類を、専門医更新時にあわせて専門医制度委員会に提出してください。申請に必要な報告事項は下記のとおりです。(細則第11条)

- 1) 指導医認定期間中に指導した、または指導中の研修者の名簿
- 2) 研修指導内容
- 3) 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動

* 指導医は更新審査料不要です。

* 専門医と指導医の更新が同時の場合は、論文等の共通提出物は1部で可とします。

3. 研修施設認定更新申請

◇研修施設は5年毎に認定の更新が必要です。(規則第16条)

研修施設認定を更新するには、次の手続きが必要です。

研修施設認定更新申請書(様式8)に関係書類を添えて専門医制度委員会に提出してください。申請に必要な事項は下記のとおりです。(細則第9条)

- 1) 研修施設において研修した、または研修中の医師の名簿
- 2) 勤務する指導医および専門医の名簿
- 3) 実施した研修プログラムや教育的行事の詳細。これには臨床精神神経薬理学に関する症例検討会、抄読会、セミナー、研究会、講演会、地方会を含みます。

* 研修施設は更新審査料不要です。

4. 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動について

- ・ 臨床精神神経薬理学に関するものが対象

当学会の会則に「原則として動物のみを対象とした事業は行わない」とあり、基礎的研究は学術活動として認められない場合があります。学術的に優れた論文であっても、臨床薬理学や薬物治療との関連で論じていなければ対象外となります。電気けいれん療法や光療法などの非薬

物療法に関するものでも、適切な薬物療法を行う上で参考となり、薬物療法との関連が論じられていれば対象となります。

- ・ 研究成果の形式

原著論文、教科書著書等の分担執筆、総説、症例報告が対象となります。このほかに本学会学術集会での発表（口演、ポスター）も対象となります。

外国語でも日本語でも可とします。

海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書、製薬会社から依頼された症例報告などは対象外となります。

IV. 審査と認定

提出された申請書類に基づいた専門医制度委員会の審査、および専門医認定試験に合格したものが本学会に推薦され、本学会理事長が認定します。

*2022年1月1日付け（認定期間5年）で認定証が交付されます。

（認定証の発送は、2022年1月上旬の予定です）

V. 申請にあたっての留意点

- ・ 学術活動評価のための書類が著書等で全体の提出が困難な場合は、評価可能な程度に省略した部分のみの提出で結構です。
- ・ 申請に際し得られた個人情報、本制度の運営のためのみに利用します。但し、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会会員データベースにも反映させます。

また本制度規則第11条および第22条に基づき、専門医および指導医の氏名は、総会、会報および学会ホームページ等で公示されます。

- ・ 2020年9月にご案内いたしましたように「2020年12月31日の時点で有効な専門医・指導医認定証にかかっている有効期限を下記のように一年延長する」ことをいたしました。

〔認定期間延長〕

①自2016年1月1日 至2020年12月31日→自2016年1月1日 至2021年12月31日

②自2017年1月1日 至2021年12月31日→自2017年1月1日 至2022年12月31日

③自2018年1月1日 至2022年12月31日→自2018年1月1日 至2023年12月31日

④自2019年1月1日 至2023年12月31日→自2019年1月1日 至2024年12月31日

⑤自2020年1月1日 至2024年12月31日→自2020年1月1日 至2025年12月31日

つきましては**本年度の更新は①有効期限が2020年12月31日までとなっている専門医・指導医対象となります**のでご確認いただきますようお願いいたします。

VI. 専門医認定更新審査料振込先（指導医・研修施設は更新審査料不要）

（専門医更新審査料：10,000 円）

銀行/支店名：三菱UFJ銀行 / 六本木支店（店番：045）

口座番号：0102604（普通預金）

名義：一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会専門医制度委員会

VII. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会 専門医制度委員会 事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-4-4 一ツ橋別館 4F（株）エー・イー企画内

TEL：03-6685-8760 / FAX：03-3230-2479

Mail：jscnp-ss@aeplan.co.jp

<http://www.jscnp.org/senmoni/index.html>

(2021. 6. 1)